

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月26日(火)14時00分～15時00分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 19人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	9番	宮迫 徹也	10番 高橋 泰登
	11番	佐々木 崇	13番	吉原 正紀	14番 松森 智
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番 米田 健一
	19番	渡邊 直行			

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	檀上 健
金野 省三	小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	—————	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第17号 非農地証明申請について

議案第18号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)

第3 議案(報告事項)

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第12号 農地法第3条の規定による許可処分の取消しについて

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 高橋 知佐子 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は19名、定足数に達しておりますので、本日の総会 は成立しております。</p> <p>議事録署名は17番・米田健一委員、18番・渡邊直行委員をお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 (議案第15号、申請番号32番から49番までを議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号32番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は久保町の2筆、現況地目は田、面積は合計で189㎡です。 譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は使用貸借していた農地を自己所有する ためです。 なお、当該農地では、畑に改良して野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、3月4日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を 行いました。</p> <p>申請番号33番、権利の種類は期間10年間の使用貸借権の設定です。 申請地は栗原町の1筆、現況地目は田、面積は211㎡です。 貸し渡し理由は遠隔地につき耕作不能、借り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、居宅と隣接する当該農地を畑にし、自家消費用の野菜を栽培する申請となっており ます。 この申請については、3月4日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を 行いました。</p> <p>申請番号34番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は西藤町の4筆、現況地目は畑、面積は合計で1,710㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は所有農地と隣接し、利便性を高めるためです。 なお、地番1275番以外の3筆は、現在市民農園として、農林水産課管理の元、一般市 民へ貸し出しております。今後、所有権が移転した後も、その形態は変わらない予定となっ ております。 この申請については、3月4日、渡辺委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行 いました。</p> <p>申請番号35番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は原田町小原の1筆、現況地目は畑、面積は347㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は相手方の要望によるです。 なお、譲り渡し人が整備中の当該農地では、譲り受け人及びその家族で野菜を栽培する申 請となっております。 この申請については、3月4日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行 いました。</p>

申請番号36番から38番までは関連案件のため、一括して説明いたします。
権利の種類は、いずれも期間3年間の賃貸借権の設定です。
申請地は木ノ庄町市原の合計5筆、現況地目は田、面積は合計で8,571㎡です。
貸し渡し理由は高齢による経営縮小、借り受け理由は新規就農者としてです。
なお、譲り受け人は県外から市内へ移住し、当該農地を畑に改良し、お茶を栽培して出荷する申請となっております。
当該農地については、昨年、農地バンクに登録があった際、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号39番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は浦崎町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で366㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、野菜とイチジクを栽培する申請となっております。
この申請につきましては、3月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号40番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は浦崎町の1筆、現況地目は畑、面積は954㎡です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地ではイチジクを栽培する申請となっております。
この申請につきましては、3月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号41番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は百島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で499㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用の野菜と柑橘類を栽培する申請となっております。
この申請につきましては、3月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号42番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は向東町の1筆、現況地目は畑、面積は92㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は相手方の要望によるです。
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。
この申請につきましては、3月5日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号43番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島洲江町の10筆、現況地目は畑、面積は合計で2,916㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘類を栽培する申請となっております。
この申請については、3月8日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号44番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島重井町の1筆、現況地目は畑、面積は867㎡です。
譲り渡し理由は高齢で耕作困難なため後継者に贈与、譲り受け理由は農業後継者としてです。
なお、当該農地では、野菜及び柑橘類を栽培する申請となっております。
この申請については、3月7日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号45番、権利の種類は期間5年間の賃貸借権の設定です。
申請地は因島中庄町の7筆、現況地目は畑、面積は合計で2,557㎡です。
貸し渡し理由は相手方の要望による、借り受け理由は新規就農者としてです。
なお、将来的には農地の所有権移転を予定していますが、現在、借り受け人は県外へ居住しているため、1人を雇用することで、管理をすることとなっております、当該農地では八朔等の柑橘類を栽培しJAへ出荷する申請となっております。
この申請については、3月7日、村上智彦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番 4 6 番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島洲江町の 2 筆、現況地目は畑、面積は合計で 4 5 5 m²です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘類を栽培する申請となっております。
この申請については、3 月 8 日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 4 7 番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町名荷の 4 筆、現況地目は畑、面積は合計で 4, 4 4 5 m²です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘類を栽培する申請となっております。
この申請については、3 月 8 日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 4 8 番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町林の 1 筆、現況地目は畑、面積は 1, 6 5 8 m²です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
なお、当該農地では、柑橘類を栽培する申請となっております。
この申請については、3 月 8 日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 4 9 番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町林の 1 筆、現況地目は畑、面積は 3, 8 6 3 m²です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
なお、当該農地では柑橘類を栽培する申請となっております。
この申請については、3 月 8 日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 3 2 番から 4 9 番までにつきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、事務局より説明が終わりました。
補足説明のある方は挙手をしてください。

議 長 　　他にありませんか。

（補足説明、質問、意見なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号 3 2 番から 4 9 番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 　　次に、議案第 1 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 　　それでは、議案第 1 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
（議案第 1 6 号、申請番号 2 0 番から 3 2 番を議案書をもとに説明）

申請番号20番、申請内容は贈与による所有権の移転です。
所在は栗原町川原面の1筆、地目は田、農振農用地区域外、115㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。
転用目的は駐車場用地で、駐車場2区画が計画されています。
譲受人はこの度申請地を譲り受け、駐車場として使用したいというものです。
この申請については、3月4日、中司委員、青山進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号21番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は美ノ郷町本郷の1筆、地目は田、農振農用地区域外、274㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。
転用目的は資材置場用地で、建設資材置場が設置されています。

譲受人は、このたび申請地を購入し、建設資材置き場として使用しているというものです。
なお、申請地は既に資材置き場としての使用状態にあり、申請に際して顛末書を送付の上、提出されました。
この申請については3月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号22番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は高須町の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計408.23㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。
譲受人は高須町に本店を置く自動車整備事業を営む法人であり、この度申請地を購入し、駐車場として使用したいというものです。
なお、申請地は既に駐車場としての使用状態にあり、申請に際して顛末書を送付の上、提出されました。
この申請については、3月4日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号23番につきましては、議案書の発送後に譲渡人死亡の連絡を受けました。
譲渡人の相続人より、申請の取下げ願が提出される予定となっておりますので、議案から削除していただくようお願いいたします。

申請番号24番及び25番につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。
申請内容は、ともに売買による所有権の移転です。
所在は御調町中原の全2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1,570㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル216枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は京都市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、本件は経済産業省によるFIT制度の対象外の事業でございます。

この申請については、3月6日、宮迫委員、金野推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

申請地には隣接する農地があることから、申請人より農地所有者に対して事前の説明がなされており、太陽光事業に対する同意書が提出されております。

なお、隣接農地所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、申請人に対しては、引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

申請番号26番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は向東町の4筆、地目は畑、農振農用地区域外、330㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積71.77㎡、駐車場3区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、この度申請地を取得して住宅を新築したいというもので、都市計画法に基づく建築許可が見込まれております。

申請番号27番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は向東町の2筆、地目は雑種地、農振農用地区域外、588㎡の転用事案です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は資材置場用地で、事業用資材及び車両置場です。

借受人は向東町内に本店を置く造園工事業などを営む法人で、申請地を借り受けて、事業用の資材置場や駐車場として利用したいというものです。

なお本件は、担当地区の委員活動により、許可を受けていない転用事案が発見されたため、農地所有者に対し、是正指導を行い、適正化を図るべく顛末書を付して申請されたものです。

26番及び27番の申請については、3月5日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号28番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は向島町の3筆、地目は畑、農振農用地区域外、830㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は分譲住宅用地で、住宅5区画、駐車場各及び合併浄化槽が計画されています。

譲受人は三原市に本店を置く不動産業を営む法人であり、申請地を取得し、造成後、建築条件付きの分譲住宅用地5区画を販売したいというもので、都市計画法に基づく開発許可が見込まれております。

本件は、建築条件付きという分譲住宅用地への転用事案ですが、この条件付きについては、これまで土地の造成のみを目的とした転用は認められておりませんでした。平成31年3月の改正により、住宅については転用事業者と土地購入者が、売買契約を交わすことや、分譲地の全てを販売することができないと判断した場合は、残地に転用事業者が自ら住宅を建設することなどの条件を付することにより、分譲住宅用地として転用が認められるようになったものでございます。

申請番号29番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は向島町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、1,788㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は資材置場用地で、事業用資材及び車両置場が計画されています。

譲受人は向島町内に本店を置く電気工事や塗装業などを営む法人で、申請地を取得して、事業用の資材置場や駐車場として利用したいというものです。

28番及び29番の申請については、3月5日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号30番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は因島中庄町の2筆、地目は畑、農振地域外、685㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は駐車場用地で、駐車場5区画が計画されています。

譲受人は隣接地に居住しており、自家用の駐車場や自身の勤務先の車両置場を確保するため、この度、申請地を取得し、駐車場として利用したいというものです。

申請番号31番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は因島中庄町の3筆、地目は畑及び宅地、農振地域外、522.91㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は宅地拡張で、庭敷が計画されています。

なお、申請地の一部に既存建築物があることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

30番・31番の申請については、3月7日、村上智彦委員、須山推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号32番、申請内容は賃貸借による権利の設定です。
所在は瀬戸田町福田の1筆の一部、地目は雑種地、農振農用地区域外、1,993㎡のうち1,063㎡の一時転用事案です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。
転用目的は仮設作業用地で、仮設の現場事務所や資材及び車両置場です。

借受人は島根県出雲市に本店を置く電気工事業を営む法人であり、この度中国電力が行う送電塔新設事業を請け負う法人です。

新設工事を行うにあたり、工事期間中申請地の一部を借り受けて、仮設の現場事務所や資材及び車両置場として利用したいというものです。

一時転用期間は令和6年6月末までとなっております、工事終了後は農地に復元予定です。

なお本件は、担当地区の委員活動により、許可を受けていない転用事案が発見されたため、農地所有者に対し、是正指導を行い、適正化を図るべく顛末書を付して申請されたものです。

この申請については、3月8日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号20番から32番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第17号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第17号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第17号、申請番号9番から15番までを議案書をもとに説明)

申請番号9番、三軒家町の1筆、現況地目は公衆用道路、面積は19㎡です。

利用状況は、40年以上前から道路として利用されている状況です。

農振地域外、第3種農地、市街化区域です。

この申請については、3月4日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、公衆用道路に判定されました。

申請番号10番、栗原東一丁目の2筆、現況地目は山林、面積は合わせて984㎡です。

利用状況は、当該農地の大半が道路の法面部分をなっており、傾斜がきつく、耕作が困難で、40年前ごろから耕作をしておらず、現在は雑木や笹が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、3月4日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号11番、美ノ郷町本郷の2筆、現況地目は原野、面積は合わせて270㎡です。利用状況は、当該農地へ通ずる道路や水路がなく、平成10年頃から耕作を放棄し、現在は笹が繁茂し、原野化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、3月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号12番、浦崎町の1筆、現況地目は山林、面積は181㎡です。

利用状況は、平成21年に取得した時から雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

申請番号13番、百島町の1筆、現況地目は山林、面積は400㎡です。

利用状況は、15年前に取得した時から雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

申請番号12番、13番については、3月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号14番、向島町の1筆、現況地目は雑種地、面積153㎡です。

利用状況は、この農地は分筆された農地ですが、当該農地は分筆前の農地の法面の部分で、平成11年頃に法面の一部が崩壊し、法面保護の工事が施行され、現在に至っている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、3月5日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、雑種地に判定されました。

申請番号15番、向島町岩子島の1筆、現況地目は公衆用道路、面積は9.91㎡です。

利用状況は、昭和35年頃には道路として利用されており、現在に至っている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、3月5日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、公衆用道路に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号9番から15番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定をすることに決しました。

事務局

次に、議案第18号「改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）」について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第18号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）について、ご説明いたします。

(議案第18号、申請番号129番及び130番を議案書をもとに説明)

申請番号129番、土地の所在は御調町千堂字水田、地目は現況登記ともに田、面積は1,072㎡、他5筆で、合計面積は8,506㎡です。
利用目的は水稻、権利の種類は使用貸借権の設定、契約期間は令和6年4月1日から令和14年3月31日です。
これらの農地は、以前借り受けしていた御調町の農事組合法人が再度借り受けし、水稻栽培を行う予定です。

申請番号130番、土地の所在は因島中庄町字油屋新開ヲ印、地目は現況登記ともに畑、面積は1,349平方メートルです。
利用目的は花壇苗、権利の種類は賃貸借権の設定で、10aあたり10,000円、契約期間は令和6年4月1日から令和11年12月31日です。
借受人は因島重井町に所在する株式会社で、本件以外にも農地中間管理機構を通じて因島中庄町内で農地を借り受けて花壇苗などを栽培しており、解除条件付きでの貸借となります。

以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号129番及び130番は原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、審議事項(2)「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について、ご説明いたします。

最適化活動の目標の設定については、3月末までに設定することとなっておりますので、本日の総会で説明いたします。

まず1ページ目の、「Ⅰ農業委員会の状況」ですが、ここの数字は、現在の体制や「2020年度農林業センサス」や「耕地及び作付面積統計」、当市の農地台帳等から導いた数値を記載しております。

次に2ページ目、「Ⅱ最適化活動の目標」についてです。

(1)農地の集積について、①の現状及び課題については、管内の農地面積2,880haのうち、現在の集積面積は422haで集積率は14.7%となります。課題は、高齢等による担い手の減少や再生困難な荒廃農地の増加や、鳥獣被害による経営面積の減少で

②の目標について、現在の集積率は14.7%ですが、農地集積の目標年度である令和12年度までに34.3%とすることが目標となっております。

この「34.3%」については、昨年も説明させていただきましたが、国の方で、農地の8割を担い手に集積しようという目標があり、それに基づいて、広島県は集積目標を46%としています。県が46%を集積するために、各市町の目標を各市町の農地面積で案分した結果、尾道市は34.3%を集積目標として設定することとなっております。

その目標を令和12年度までに達成するために、年間の新規集積面積を70haと設定することとなります。そのため、今年度末の集積目標面積は492haとしています。

(2) 遊休農地の解消について、①の現状及び課題について、昨年度の農地利用状況調査の結果、1.5haの1号遊休農地があるということで整理しました。課題は農業従事者の高齢化が進み、基盤整備を行った農地においても荒廃が進んでいることです。

②の遊休農地解消の目標については、アの既存遊休農地の解消において、令和3年度の緑区分の遊休農地13.8haを5年間で解消していくための目標値を記載することとなっておりますので、毎年5分の1ずつを開所するというので、13.8haの5分の1の2.8haを挙げています。

イの新規発生遊休農地の解消については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地すべてを解消目標とするようになっておりますので、昨年度新規で発生した1.5haを挙げています。

(3) 新規参入の促進について、①現状及び課題については、令和3年度から5年度までの、農地法第3条及び利用権設定においての、新規参入者数及び面積を示しています。令和5年度は下限面積要件が廃止されたため、経営体数は前年の3倍以上に増えています。しかし、面積はあまり変わらず、若干減少となりました。課題は、農地のあっせんを希望する者はいるが、希望に添える条件の良い農地がなく、貸し借りが進まない状況にあることです。

②目標について、新規就農者に貸付希望のある農地の公表面積になりますが、令和3年度から5年度の権利移動面積の平均値の1割以上を新規参入者に示すことになっております。3年から5年の平均値が46haでしたので、4.6haとしました。4.6haの貸付希望農地を提示することが目標となります。

2 最適化活動の活動目標については、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、昨年度と同様に一人当たり月6日としました。

(2) 活動強化月間の設定目標は年間3回、7月は農地の集積で、内容はこの時期は利用権設定の受付時期でもあるので、農地貸借設定の推進としました。8月は遊休農地の解消で、内容については農地パトロールの時期になるので遊休農地の利用意向を把握していく、1月は新規参入の促進で、内容はこちらも利用権設定の受付時期のため、貸付希望農地の把握をしていくということで入れています。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、参加回数は1回で、県が主催する就農応援フェアに参加することとしました。

続きまして、3ページ目の「IV 遊休農地に関する措置」です。既に山林化したような農地を非農地という扱いに変更いたしましたことで、大幅に遊休農地面積を減らすことができましたが、農業従事者の高齢化に伴い、依然として中山間地域等の生産条件不利地において再生困難な荒廃農地の面積が増加しております。昨年に引き続き今年度の目標値を1haとしました。農地の利用状況調査を8月～9月にかけて行う予定です。これを受けの利用意向調査は11月～2月にかけて行っていきます。

内容の説明については以上となります。

本案は、本総会で議決をいただき、広島県農業会議に意見聴取し、農業会議からの回答があった後に、ホームページで公開するとともに、広島県を通じて国に報告いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局により説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。

7番委員

最適化活動の日数が月6日とのことだが、これはどう決めているのか。達成できなかったらどのような影響があるのか。

事務局

6日というのは県の方から示されている数字となります。本来国からは10日と通知されていますが、難しいので6日を目標としています。最適化活動の実績は交付金に影響してきます。実績が良くなければ、配分される交付金が下がります。

7番委員

集積目標など、非常に困難な数字が上がっている。達成できなかったらペナルティがあるのか。

事務局

ペナルティはありません。

議長

他に意見はございませんか。

(質問、意見なし)

	<p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 本件は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。 報告第11号から第14号までを一括して審査を行います。 農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p>
各委員	<p>次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。</p> <p>(活動状況報告：省略)</p>
議 長	<p>次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。</p>
事務局	<p>(その他・連絡事項について説明)</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p>
事務局	<p>(質疑応答)</p>
議 長	<p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。</p>
副会長	<p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。</p>